



受動喫煙防止のため、 原則 屋内禁煙 となります！

望まない受動喫煙防止のため
健康増進法が改正されました。



病院・学校

敷地内禁煙！
(屋外に喫煙場所設置可)



飲食店

原則屋内禁煙！
(喫煙専用室のみ喫煙可)



オフィス・事業所

原則屋内禁煙！
(喫煙専用室のみ喫煙可)

岐阜県内では、各保健所等で相談を受け付けています。お気軽にお問合せください。

所管区域	担当部署		電話番号
羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡	岐阜保健所	健康増進課	058-380-3004
大垣市・海津市・養老郡・不破郡・安八郡・揖斐郡	西濃保健所	健康増進課	0584-73-1111(内281)
関市・美濃市・郡上市	関保健所	健康増進課	0575-33-4011(内358)
美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡	可茂保健所	健康増進課	0574-25-3111(内361)
多治見市・瑞浪市・土岐市	東濃保健所	健康増進課	0572-23-1111(内378)
中津川市・恵那市	恵那保健所	健康増進課	0573-26-1111(内262)
高山市・飛騨市・下呂市・大野郡	飛騨保健所	健康増進課	0577-33-1111(内359)
岐阜市	岐阜市	岐阜市健康増進課	058-252-7193

マナーからルールへ。

改正された健康増進法が、2020年4月1日より全面施行されます。

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。
このことで、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。



多くの施設において
屋内が原則禁煙に

20歳未満の
立入禁止

20歳未満の方は
喫煙エリアへ立入禁止に

喫煙室の
設置が必要

屋内での喫煙には
喫煙室の設置が必要に

標識掲示が
義務付け

喫煙室には
標識掲示が義務付けに

改正法は、以下のような3つの基本的な考え方を趣旨とし、関係する権限を有する人々が講ずる措置を定めたものとなっています。



【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。



【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。



【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付などの対策を講ずる。その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

施行は、2020年の全面施行へ向けて段階的に進められる予定です。一部の施設については2019年7月から。その後順次施行が進められていきます。

2019年		2020年	
7月	9月(ラグビーW杯)	4月	7月(東京オリパラ)
1/24 一部施行①(喫煙する際の周囲の状況への配慮義務)			
7/1 一部施行②(学校・病院・児童福祉施設等、行政機関) 原則敷地内禁煙		4/1 全面施行(上記以外の施設等) 原則屋内禁煙	

詳しい情報はこちらへ

岐阜県受動喫煙防止対策について



<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/tabaco-taisaku/11223/jyudoukitsuenboushi.html>

